

## 社会福祉施設整備補助金等の種別・担当窓口 一覧表 <概要>

施設整備補助金等の名称	対象施設(事業所)種別	所管課
社会福祉施設整備補助(負担)金	保護施設	生活福祉第一課
	無料低額宿泊所	
	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労 定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援	障がい福祉課
	障害者支援施設	
	身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センターを除く)	
	児童発達支援、放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	
	福祉ホーム	
老人福祉施設等整備費補助金	特別養護老人ホーム(定員が30人以上の施設に限る)	介護保険課
	ユニット型特別養護老人ホーム	
	養護老人ホーム(定員が30人以上の施設に限る)	
	老人短期入所施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホームに併設 されるものに限る。)	
	軽費老人ホーム(定員30人以上で特定施設入所者生活介護の指 定を受けたものに限る)	
	介護老人保健施設(定員が30人以上の施設に限る)	
	ユニット型介護老人保健施設	
	訪問看護ステーション	
介護施設等整備事業費補助金	定員29名以下の地域密着型サービス施設等	
保育所等整備交付金	保育所等	子育てあんしん課

【参考1】上記以外の補助金・助成金等については、各所管課宛てお問い合わせ願います。

【参考2】独立行政法人福祉医療機構の事業である「福祉貸付事業」については、同法人にお問い合わせ願います。